

# 令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和6年度の振り返りと令和8年度の取組検討）

施策No	113	施策名	出流原PA周辺開発の推進	施策の目的	● 出流原スマートインターチェンジの設置及び佐野インランドポート※を核とした物流拠点の整備を推進します。 ● 恵まれた高速交通網を活かした国際的な防災拠点の創設に向け、企業誘致等の方針の策定に向けた取組を推進します。
関係課	企業誘致課、政策調整課、産業政策課、農政課、都市計画課、交通政策課				

## 1. 進行管理

### (1) 指標の実績・考察と目標年度（令和7年度）の目標値達成見込み

指標	単位	R2	実績値				見込値	目標値	最終年度（R7）の目標値達成見込	R6年度の実績説明・考察 及びR7目標値達成見込判断の理由
			R3	R4	R5	R6				
a 開発整備着手面積（第1段階）	ha	0	-	-	-	-	-	-	④現在の想定では目標達成が困難	目標値については、出流原PA周辺開発Aゾーンを計上したものであるが、令和5年7月に市による整備を断念し、構想書に位置付けられた構想エリア（A～Fゾーン）については産業振興エリアとして位置づけ、民間事業者による開発整備を支援することで、出流原PA周辺総合物流開発整備を推進することとした。
b (仮称) 出流原PAスマートインターチェンジ整備の進捗率	%	37.7	85.0	100	-	-	-	(R4)100	①既に目標値達成済み	令和4年度に整備は完了しており、現在は出流原スマートIC地区協議会において利用状況等のフォローアップを適宜行っている。
c 佐野インランドポートの年間取扱貨物量	TEU	8,383	9,430	9,060	8,395	9,497	8,900	8,900	②現在の計画、取り組みにより目標達成（見込み）	佐野インランドポートにおけるコンテナの取扱量は順調に推移している。
d 防災拠点の方針策定	件	-		0	1	-	-	1	①既に目標値達成済み	令和5年度に国際防災拠点さの整備方針を策定した。

### (2) 構成する事務事業の昨年度（令和6年度）の取組結果 ※効果が上がった、下がったの判定は、事業効果を説明する指標のR5との比較となります。

#### ①施策関連区分A（実施計画事業）

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	R4			R5			R6			事業費（単位：千円）	効果説明
				R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6		
4	出流原スマートインターチェンジフォローアップ事業	出車台数/日	台		636	700	-	0	0					
		入車台数/日	台		523	592								

#### 【効果が上がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	R4			R5			R6			事業費（単位：千円）	効果説明
				R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6		

#### ②施策関連区分B（実施計画事業以外）

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	R4			R5			R6			事業費（単位：千円）	効果説明
				R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6		
3	佐野インランドポート指定管理事業	佐野インランドポート年間取扱貨物量	TEU	9,060	8,395	9,497	162	190	1,412					令和6年度の佐野インランドポート年間取扱貨物量は増加している。

#### 【効果が下がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	R4			R5			R6			事業費（単位：千円）	効果説明
				R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6		

### (3) 基本方針の取組状況

#### ①特に実績をあげている取組（計画初年度（令和4年度）以降の取組状況）

・国際防災拠点の創設に向けた今後の方針性及び防災関連企業の誘致に関する方針の策定に向けた取組を推進します。

（国際防災拠点さの整備方針を決定し、仕組みづくりに着手した。）

#### ②未着手等計画通りではない取組（及び今後の対応）

・出流原PA周辺総合物流開発整備構想におけるAゾーンの整備を図ります。

（出流原PA周辺総合物流開発整備事業（Aゾーン）については、一部地権者との用地交渉が不調に終わったことに伴い、市が事業主体となった開発整備を断念した。基本計画は廃止し、基本構想に定められているA～Fのエリアを新たに産業振興エリアとして位置づけ、本市の産業振興に資する民間事業者による開発整備に対して支援を行う方針とした。）

### (4) 令和6年度行政経営方針の取組状況

#### ①令和6年度行政経営方針

・産業振興エリアにおける民間事業者等による開発整備に対し、開発手続きにおける支援、地域未来投資促進法に基づく支援、並びに財政的な支援等を積極的に行う。
・令和5年度に策定する（仮称）佐野市国際防災拠点整備方針をもとに国際的な防災拠点創出に向けた検討を行う。
・佐野インランドポートの安定した施設運営を行うとともに、今後の施設運用の方向性の検討を行う。また、いわゆる「2024年問題」対策の1つとして、インランドポートのPRやポートセールスを行うことで施設の利用促進につなげる。
・東日本高速道路株式会社と連携し、スマートインターチェンジの利用促進を図る。

#### ②令和6年度行政経営方針の取組状況

#### ③次年度（令和8年度）の取組（案）

①産業振興エリアにおける開発整備区域の地域未来投資促進法の適用	①④産業振興エリアにおける企業誘致の推進を図るため、その財政的な支援として、佐野市企業立地促進条例並びに佐野市民間産業用地整備促進条例を活用し、民間事業者の設備投資や開発整備等に対するインセンティブを令和6年4月から行うこととしている。また、地域未来投資促進法の適用については、民間事業者と協議のうえ、必要に応じて重点促進区域の設定を行っていく。	①④地域未来投資促進法や企業立地促進条例及び民間産業団地整備促進条例を活用し、産業振興エリアにおける民間企業による開発整備を誘導し、支援を行う。
②国際防災拠点整備方針に基づく調査等の実施	②国際防災拠点さの整備方針に基づき、取り組むべき事業の整理や災害対応体制の整備に向けた取組を進める。（国際防災拠点の取り組みについては、令和7年度から施策外の施策として位置づけ、他の全施策にまたがって取り組みを進めることとした。）	②国際防災拠点さの整備方針に基づき、取り組むべき事業の整理や災害対応体制の整備に向けた取組を進める。（国際防災拠点の取り組みについては、令和7年度から施策外の施策として位置づけ、他の全施策にまたがって取り組みを進めることとした。）
③佐野インランドポートの安定した施設運営と今後の施設運用の方向性の検討	③引き続き、佐野インランド	